

『学生支援緊急給付金』の申請手続きガイド

◆「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』事業とは

経済的に困窮する学生の学業継続を支援する「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』事業(令和2年5月19日閣議決定)が創設されました。新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、学生生活の継続に支障をきたす学生等を対象に、緊急で現金給付を行う事業です。住民税非課税世帯の学生には20万円、それ以外の世帯で支給対象となる学生には10万円が支給されます。

◆二次募集に伴う留意事項

- ①一次募集において選考されなかった学生も、二次募集に申請することが可能です。詳細は、学生課から7月7日に送信したGmail(件名:「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』一次募集の選考結果について)を確認してください。
- ②一次募集では、書類不備の学生が多く見受けられました。申請の手引きを熟読し、提出前には再度書類のチェックをしてください。書類不備は選考に影響します。
- ③「任意」と記載のある必要書類(仕送り額が確認できる預金通帳等の写し、アルバイト先からの給与明細の写し等)についても、審査上必要となります。要件に該当する必要書類は、**必ず提出してください。**
- ④推薦は困窮度の高い学生から順に行います。申請要件に合致する場合でも、選考から外れることがあります。

◆申請方法

“「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き”で必要な書類を確認し、学生課へ提出してください。

申請期間:令和2年7月13日(月)～7月17日(金) 17時まで

★文部科学省ホームページもご確認ください。

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』～ 学びの継続給付金 ～
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html

★質問がある場合は学生課にお問合せください。

TEL:027-231-8286(平日 8:30～17:00)